令和３年１０月施行

**≪事業計画作成事業者支援　助成金≫**

**（目的）**

会員事業所が、事業を今後も継続するうえで、事業を様々な観点からみて、新たな事業計画を作成することを奨励するために、事業計画策定事業者に助成金を支給致します。

**（対象者）**

①広島県央商工会会員

②毎年４月１日～翌年３月２０日申請された経営革新計画書、　事業継続力強化計画書、　経営力向上計画書のいずれかを作成した事業者

（但し今年度は、令和３年４月１日～令和４年３月２０日の期間に申請された計画書）受付印での確認

※但し、国等の補助金申請する（申請した）場合は、その合否に関わらず本助成金の対象となりません。後日、国等の補助金を申請したことが判明した場合は、助成金の全額を返還して頂くこととなります。

**（助成金額）**

２万円　（１事業所　年間１回）

**（申請期間）**

毎年４月１日～翌年３月２０日

（但し今年度は令和３年１０月１２日～令和４年３月２０日）

**(申請方法)**

申込書は、広島県央商工会HP掲載（または広島県央商工会ご連絡ください）

各行政受付印押印した該当事業計画書のコピー添付

**（助成金支給方法）**

毎月３０日締めの翌月１０日に、指定口座への振込（但し３月のみ２０日締の当月最終営業日）

≪参考資料≫

**経営革新計画**

経営革新計画は中小企業が新事業活動に取り組み、付加価値や利益の向上を図ることを目的に策定されるものです。

事例）不動産業者がVRを活用した自宅で見れる不動産情報の提供を開始して他社との差別化で集客力アップや不動産賃貸業者からの委託増加による売上増加計画

特典）①県融資制度や政府系金融機関による低利融資制度が利用できる

　　　②ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金　加点

　　　③事業承継・引継ぎ補助金　加点

**事業継続力強化計画**

近年、大規模な自然災害が全国各地で頻発しています。加えて、新型コロナウイルス感染症などの自然災害以外のリスクも顕在化しています。こうした自然災害や感染症拡大の影響は、個々の事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。そこで中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画（中小企業版BCP計画）を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度です。

事例）精密板金加工業者が、工場が浸水し金属加工用の機械が使用できなくなったことにより、機械は動かせないため機械メーカーとの信頼関係を築いて有事に優先的にサポートしてもらえるように努め、１階の材料や仕掛品は大雨が予想されるときは２階へ移動させる。紙の図面はデータ化する。PCのデータはクラウドに保存する。止水板を設置し有事に備える計画書を策定。

特典）ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金　加点

**経営力向上計画**

中小企業者等は人材育成・コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など自社の経営力を向上することを目標とする「経営力向上計画」を策定し主務大臣の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制措置や金融支援等の利用が可能となります。

事例）新たなタブレット端末とアプリ、ＩＴシステムを導入し、生産現場の報告業務を効率的に行う

とともに、不良品のデータや原因をはじめとした生産現場の情報を随時、社内で共有し、属人

的となっていた知識の形式知化を図る。また、ＩＴシステム導入にあたっては、納入元である

大手システムベンダーのコンサルティングを受け、効果的な運用を目指す。更に人手が掛かっていた製造工程において、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置を活用して、新たな産業ロボットを導入することで、より一層の生産性向上を目指す計画策定

特典）①事業承継・引継ぎ補助金　加点　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　②生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援 ③計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援が受けられる（融資・信用保証等）